

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

茅野市立泉野小学校

I いじめの問題への基本姿勢

1 いじめの定義について（文部科学省）

（１）いじめとは

・「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。本人がいじめと感じれば、それはいじめであることを、全教職員が基本認識として確認する。

（２）いじめの「重大事態」とは（H25 年「いじめ防止対策推進法」より）

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（以下「生命心身財産重大事態」という）
・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（欠席日数年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」（以下「不登校重大事態」という）

○被害を訴えた児童（対象児童）やその保護者の、いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応にあたる。

○学校や自らの対応に不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、いじめ行為関係した児童（関係児童）・保護者に、調査の結果について適切に説明を行う。

○詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしない。

○児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校は可能な限り対応を振り返り、検証することで再発防止につながるという認識をもつ。

○以上を踏まえて、児童・保護者に対して、自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案する。

2 いじめを許さない学校づくりのために

（１）日頃から、子どもたちが発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見・早期対応に努める。

（２）「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教職員が認識するとともに、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底する。

・対象児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

・関係児童、傍観者の子どもに対しては、毅然とした指導を行う。

（３）子ども一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

・教職員の言動が、子どもたちに大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が子どもたちを傷つけたり、他の子どもたちによるいじめを助長したりすることがないようにする。

（４）いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する

・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

（５）定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する

・子どもが発するサインを見逃さないよう、子どもたちの実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

- (6) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。
- ・職員間の報告や連絡を密に行い、いじめ対策委員会を中心とした組織で意図的・計画的・抜本的な指導計画の元に指導を進める。

3 教職員の研修計画

- (1) いじめの未然防止およびいじめへの適切な指導、いじめに対する鋭い感性を身につけることを目的として、教職員は絶えず研修に努める。
- (2) 校内研修は、年5回、おおむね次のような内容で実施する。
- 4月 職員研修1「学校いじめ防止基本方針の理解について」
 - 5月 職員研修2「いじめを生まない学級経営の在り方について ～Q-U検査の活用」
 - 8月 職員研修3「児童理解といじめへの対応の仕方について」
 - 10月 職員研修4「前半の学級経営を振り返り、改善点を探る」
 - 2月 職員研修5「次年度に向けた学級経営の見返し ～教師の人権感覚を高める～」
- (3) 各教育機関や民間団体が主催する研究会・研修会に、積極的に参加する。

II いじめの未然防止に向けて

1 いじめの未然防止に向けた手だて

(1) 学級経営を充実させる

- ①子どもたちに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ②子どもたちの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ③正しい言葉遣いのできる集団を育てる。←いじめの大半は言葉による。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要。
- ④学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度初め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要。
- ⑤子どもたちの実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
- ⑥担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。

★参考「担任として学級経営を見直すチェックリスト」

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ①「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ②「楽しい授業」「わかる授業」を通して、子どもたちの学び合いを保障する。

(3) 道徳における指導

- ①いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ②思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

(4) 学級活動における指導

- ①いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ②話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ③発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ④学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ⑤人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

(5) 学校行事での配慮事項

- ①子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画・実施する。
- ②行事終了後、行事を通して学んだことや互いの良さなどについて話し合い、見返しを行う。

(6) 児童会活動での取り組み

- ①子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を進める。
- ②異学年同士、互いに思いやりを持ちながら仲良く関わり合える企画や活動を積極的に行う。

(7) なかよし週間（人権教育週間）の設定

年間を通じて人権意識を高めていく。その一環として、なかよし週間を設定し、身近にあるいじめや差別・偏見について話し合ったり、全校児童や姉妹学級同士の交流を深めたり、各学年の学習の様子について交流したりする機会を設ける。

Ⅲ いじめの早期発見について

＜早期発見のポイント＞

- ・ 日頃から子どもとのふれあいを大切にし、子どもが心を開く関係を築くこと。
- ・ 全教職員・保護者が協力して子どもを見守る目を絶えず持ち続けること。
- ・ 関係児童、周囲の子どもが発するサインにも注意すること。
- ・ いじめは発見されにくいものであることを認識し、小さな変化を敏感に察知し見逃さないこと。
- ・ 多方面から情報を得ようとする

1 いじめを発見する手だて

(1) 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見

- ・ 生活ノートや相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
- ★参考 子どもの様子チェックシート 学級の様子チェックシート

(2) アンケート調査（毎月実施）

- ・ 学校全体で計画的に取り組む。

(3) 教育相談を通じた把握

- ・ 学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望する時には面談ができる体制を整える。

2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- (1) いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- (2) 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- (3) 学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
- (4) 関係機関の連絡先を、配布物やポスター等で繰り返し周知する。

3 保護者や地域からの情報提供

- (1) 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や家庭に周知し、共通認識に立つた上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- (2) 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

★参考 家庭の様子チェックポイント

Ⅳ いじめ発生時の対応について

1 基本的な考え方

- (1) 「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」「いじめは絶対に許されない」ことを、基本認識として全職員が確認する。
- (2) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。
- (3) いじめについての訴えや情報等があった時は、直ちに学校長に報告し、学校長はそれを軽視せず、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく、的確な対応する。
- (4) 実態や事実を把握するために、子ども・保護者からの情報をしっかりと受け止めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの校内連携に努め、子どもの生活や人間関係について、きめ細かく調査を実施する。(※別紙1「子どもの様子チェックシート」、別紙2「学級の様子チェックシート」等を活用する。)
- (5) 対象児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (6) いじめの事実関係を明らかにする中で、法的な視点から、関係児童に対して、特別な指導計画等によって、毅然とした指導を行う。
- (7) いじめの問題の解決のためには、PTA(保護者)や市町村・県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力を行う。
- (8) いじめによる自殺予告等への対応については、別紙3「自殺予告への対応について」を参考にする。

2 いじめ対応組織

(1) いじめ対策委員会

- ① 組織は、右表の通りとする。外部委員は、毎年4月に、校長が委嘱する。
- ② その他の外部機関の関係者については、必要に応じて、校長が要請する。
- ③ いじめ対策委員会は、推進計画や活動内容の見返しなどを目的として、学期ごと定期的に年5回(4月・7月・8月・12月・2月)、開催する。
- ④ 定期的な開催とは別に、事案発生の際に情報の整理、指導方針の検討、経過報告などを目的として、必要に応じて開催する。
- ⑤ 外部委員や外部機関の専門家や関係者については、必要に応じて召集するものとする。

委員長	校長
副委員長	教頭
＜小委員会＞	
委員(主任)	生徒指導係主任
委員	教務主任
	養護教諭
	当該学級担任
外部委員	スクールカウンセラー
	学校医(1名)
	学校評議員(1名)
	その他外部機関の専門家・関係者

(2) いじめ対策小委員会

- ① 子どもからの情報の収集、直接的な子どもへの指導、指導方針原案の検討、報告書の作成等を目的として、必要に応じて開催する。
- ② 小委員会の主任は、生徒指導係主任が務める。

3 いじめへの対応の基本的な流れ

